

寒川町創業者支援利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、創業を支援するため、予算の範囲内において、融資に係る利子の一部を補助する寒川町創業者支援利子補助金(以下「利子補助金」という。)の交付について、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 創業 寒川町創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を修了し、町内において個人事業を開業し、又は法人を設立することをいう。
- (2) 創業支援金融機関等 日本政策金融公庫並びに湘南信用金庫、平塚信用金庫、横浜銀行及び静岡中央銀行をいう。
- (3) 融資 創業支援金融機関等が行う創業のための資金の貸付け(借換えは除く。)をいう。

(対象者)

第3条 利子補助金の交付の対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に創業した者であること。
- (2) 融資を受けていること。
- (3) 寒川町財務規則(昭和40年寒川町規則第1号)第36条第2項第1号から第7号までに規定する町の歳入に滞納がないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性

風俗関連特殊営業に該当する事業を営んでいないこと。

(補助対象期間)

第4条 利子補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、融資に係る第1回目の償還をした日から1年とする。

(利子補助金の額の上限)

第5条 利子補助金の額は、補助対象期間に支払った融資に係る利子(延滞利子は除く。以下同じ。)の合計に相当する額又は15万円のいずれか少ない方の額を限度とする。

(交付の申請)

第6条 利子補助金の交付を受けようとする者は、毎年1月1日から12月31日までの間に支払った融資に係る利子の合計額(その合計額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額)について、その翌年2月末日までに寒川町創業者支援利子補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。

- (1) 創業融資に係る利子支払額証明書(第2号様式)
- (2) 創業支援金融機関等が作成した貸付金償還表又はその写し
- (3) 個人にあつては個人事業の開業届出書の写し、法人にあつては法人設立届出書の写し
- (4) 町税に係る納税証明書(直近の年度のものに限る。)
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項各号に掲げる書類により証明する事項を公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(決定通知書)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、規則第4条の規定により、その適否を決定し、利子補助金の交付をするときは規則第6条の

規定による通知を、交付をしないときはその旨を文書により通知するものとする。

(交付の時期)

第8条 利子補助金は、毎年3月末日までに交付するものとする。ただし、町長が特に理由があると認めたときは、この限りでない。

(実績報告書の省略)

第9条 利子補助金の交付を受けた者は、規則第8条第2項の規定に基づき、当該利子補助金に係る実績報告書の提出を省略するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、利子補助金の交付の決定を受けた者又は利子補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利子補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した利子補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により利子補助金の交付の決定を受け、又は利子補助金の交付を受けたとき。
- (2) 融資を受けた資金を目的以外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、利子補助金の交付等に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。